

「“生命を考える” 三ガク（岳・楽・学）都からの発信」の呼びかけに応じて、私たちは、全国フェミニスト議員連盟サマーセミナーin 松本、に集いました。

農林漁村においても都市においても、生命を大切に、心豊かに暮らすことはどういうことなのか—子どもはもちろん、老若男女、LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）の人たちの人権を認め合い、連帯することの大切さを、私たちは学びました。

政治は生活そのものです。育児や介護をはじめ日々の生活の困難さをより身近に体験している女性の声を、政治分野にもっと増やして、政治に人権を反映させなくてはなりません。

しかしながら、まだ男性偏重政治が続いています。

長野県には 100 万人以上の女性が住んでいます。しかし女性の議員は、県議会には 58 人中わずか 5 人 8.9%、ここ松本市選出の県会議員は、6 人すべて男性です。

また、長野県内の市町村議会の女性議員比率は 14%にすぎず、77 市町村のうち、男性議員のみのいわゆる「女性ゼロ議会」は 11 もあります。

長野県は例外ではありません。世界の国会における女性議員比率のランキングを見ると、日本は世界 193 カ国中 158 番目という、恥ずべき低位置にあります。全国の市区町村議会の女性議員はわずか 12.8%、町村の 3 分の 1 は「女性ゼロ議会」です。

この現実を一日も早く変えなくてはなりません。

その大きなこととなるのが、この 5 月施行された「政治分野における男女共同参画推進法」です。これは、国会や地方議会の選挙に候補者を出すときには、男女の候補者を半々にしようという画期的法律です。

候補者を男女半々にするには、政党や政治団体が、「候補者男女均等法担当」を創設するなど、選挙候補者を探し選定していく過程において女性を増やす強力な手立てが必要です。

また政府や地方行政は、女性が立候補しやすい環境づくりのため、予算・人員を増やして、啓発施策を遂行していく責務を持っています。

しかし、この法律には強制力も罰則もありません。

全国フェミニスト議員連盟は、1992 年、すべてのレベルの議会に女性議員を 4 割に、というクォータ制を掲げた日本初の市民団体です。それから 4 半世紀、抗議やロビー活動やイベントを繰り返して、女性議員増による男女平等社会の構築を訴えてきました。

そして、いま、政治の分野を男女平等にしようという日本初の法律を手に入れました。

ここに集った私たちは、一層の“強い意志と行動”を胸に、法律を実行に移すため、政党、政治団体、行政、労働組合などあらゆるところに働きかけようではありませんか。

私たちは、「女性の活躍！女性の視点で未来を切り拓く」を合い言葉に、女性の政治参画を拡大することに力を注ぎ、ともに歩みを進めていくことをここに宣言します。

2018 年 7 月 8 日

2018 全国フェミニスト議員連盟サマーセミナー in 松本

参加者一同